

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づく公表)

・平成29年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階							
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	職層				
1級	初級一般職として、上司の命により事務を処理する	45	31.0	主事	40	90	62.1		一般職				
				教諭	5								
				保育技師	0								
				計	45								
2級	中級一般職として、上司の命により高度な事務を処理する	14	9.7	副主査	13			係員級					
				教諭	0								
				保育技師	1								
				計	14								
3級	上級一般職として、上司の命により高度な知識又は経験を必要とする業務を行う	31	21.4	主査	24								
				主任教諭	6								
				保育技査	1								
				計	31								
4級	1 上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する	34	23.4	係長	28	34	23.4	係長級	監督職				
				議会事務局次長	0								
				副園長	4								
	2 係長を補佐し、特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う			副係長	2								
				専門教諭	0								
				計	34								
5級	組織目標達成のため課長を補佐し、所属職員の管理監督を行い、特に指示された業務を行う	10	6.9	副課長	5	10	6.9	副課長級					
				副局長	1								
				園長	4								
				計	10								
6級	任命権者の命を受け、所属の事務を掌理し、組織目標達成のため所属職員を指揮監督する	11	7.6	課長	7	11	7.6	課長級	管理職				
				会計管理者	1								
				局長	1								
				教育次長	1								
				室長	0								
				担当課長	1								
				計	11								
					計	145							